

# 造林事業施工管理基準

この造林事業施工管理基準は、岐阜県森林公社分収造林事業仕様書に定める施工管理の基準を定めるものとする。

## 1 管理の実施

- (1) 請負者は、作業施工前に施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、現地状況調査を行い当該事業の作業内容を把握するなど、適切な施工管理に努めなければならない。
- (3) 施工管理の結果は、管理図表などに記録し、適切な管理に努めなければならない。

## 2 管理項目及び管理の方法

### (1) 工程管理

工程管理は、実施工程表を作成し管理するものとする。

### (2) 出来形管理

出来形管理は、出来形管理基準（別表1）により管理し、設計値と管理値を対比して記録した一覧表、出来形図、管理写真などを作成する。

## 3 写真管理

写真管理は、写真管理基準（別表2）によるものとし、黒板には履行個所、事業名、作業内容を明記する

## 4 作業日誌

作業日誌には、次の事項を記入する。

- ア その日に実施した作業内容、作業人数及び出来高
- イ 現場の気象状況
- ウ 施工管理の作業内容
- エ 監督員の確認事項
- オ その他特記事項

## 5 使用材料

使用材料については、資材の検収を行うとともに、使用した材料の種類、規格、数量等を記載した集計表を作成する。なお、納品伝票などは整理して保管する。

附 則 この基準は、昭和42年 4月 1日から施行する。

附 則 この基準の一部改正は、平成16年11月 1日から施行する。

附 則 この基準の一部改正は、平成18年 4月 3日から施行する。

附 則 この基準の一部改正は、平成18年10月 2日から施行する。

附 則 この基準の一部改正は、平成19年 8月 1日から施行する。

附 則 この基準の一部改正は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則 この基準の一部改正は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則 この基準の一部改正は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則 この基準の一部改正は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則 この基準の一部改正は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則 この基準の一部改正は、令和 2年 5月 1日から施行する。

附 則 この基準の一部改正は、令和 4年10月 1日から施行する。

別表1

## 出来形管理基準

事業	管理項目	管理基準	標準地の設定	規格値			管理図書
				管理項目	一標準地	標準地平均	
植栽	面積	施行箇所毎に区域、状況を判定	—	設計値以上			出来形図判定状況表写真
	本数・間隔	施行箇所毎標準地を設定、本数・間隔・植栽率(復旧造林)を測定	1施行箇所の面積 1ha未満・1箇所以上 2ha未満・2箇所以上 2ha以上・2箇所以上 2haに1箇所	本数	-2本以内	設計値以上	標準地位置図測定結果表写真
				植栽率	上記本数に相当する率		
				間隔	±20cm		
除伐刈つる防除	面積	施行箇所毎に区域、状況を判定	—	設計値以上			出来形図判定状況表写真
枝打	面積	施行箇所毎に区域、状況を判定	—	設計値以上			出来形図判定状況表写真
	本数・高さ	施行箇所毎標準地を設定、本数・枝下高及び打幅を測定	(植栽)の標準地設定と同じ	本数	-2本以内	設計値以上	標準地位置図測定結果表写真
高さ	設計値以上						
間伐(保育・利用)	面積	施行箇所毎に区域、状況を判定	—	設計値以上			出来形図判定状況表写真
	伐採本数又は伐採率	施行箇所毎標準地を設定、本数・伐採率を測定	(植栽)の標準地設定と同じとするが、複数仕様の場合は仕様毎に県の基準に準じた数量とする	本数	±20%以内	+20%以内	標準地位置図測定結果表写真
	伐採率	設計値以上					
搬出材積	末口径、長さ、本数を測定	—	設計値以上			搬出材積集計表	
雪起・忌避剤塗布・クマ剥ぎ防除	面積	施行箇所毎に区域、状況を判定	—	設計値以上			出来形図判定状況表写真
	実施本数又は実施率	施行箇所毎標準地を設定、本数・実施率を測定	(植栽)の標準地設定と同じ	本数	-2本以内	設計値以上	標準地位置図測定結果表写真
	実施率	設計値以上					
施工高(クマ剥ぎ防除)	造林木の根本より実施高を測定	—	施工高	設計値以上	設計値以上		
作業路(歩道)補修	延長・幅	延長は全測点間を測定、幅は100m毎に1箇所測定	—	延長	設計値以上		出来形図測定結果表写真
	幅員	設計値以上					
	積上設計	造林作業路検査基準に準ずる。					

※その他、特殊な事業についてはその都度協議する。

事業	管理項目	管理基準	標準地の設定	規格値		管理図書	
				管理項目	管理基準値		
作業路 2 級	林道土工 に準ずる	林道土工に準ずる	—	林道土工に準ずる (品質管理を含む)		出来形図 測定結果表 写真	
作業路 3 級	幅員	全測点を測定	—	幅員	設計値以上	出来形図 測定結果表	
	延長	測点間を測定	—	点 間 距 離	< 30m	± 10cm	出来形図 測定結果表
					≥ 30m	± 20cm	
		総延長を判定	—	総延長	設計値以上	出来形図	
	曲線半径	最小曲線箇所 にて状況を判定	—	半 径	通行可能な曲線	目視で判断	
	縦断勾配	ハンドレベルで測定	—	勾 配	—	—	
	法勾配	切取法勾配測定	—	勾 配	規定勾配以上	出来形図	
盛土法勾配測定							
その他	排水施設等の 規格・状態を判定	—	構 造	林道土工に準ずる (品質管理を含む)	出来形図 写真		
森 林 管理路	幅員	全測点を測定	—	幅員	設計値以上	出来形図 測定結果表	
	延長	測点間を測定	—	点 間 距 離	< 30m	± 10cm	出来形図 測定結果表
					≥ 30m	± 20cm	
		総延長を判定	—	総延長	設計値以上	出来形図	
	曲線半径	—	—	—	—	—	
	縦断勾配	ハンドレベルで測定	—	勾 配	概ね30%以下	測定結果表	
	法勾配	切取法勾配測定	—	勾 配	規定勾配以上	出来形図	
盛土法勾配測定							
路 体	排水施設等の 規格・状態を判定	—	路面状態	支持力確保	目視で判断		

# 写真管理基準

## 1. 写真管理は次による。(一施工箇所単位)

ア 写真管理は下記「写真管理一覧表」により管理するものとし、各施工箇所毎に撮影する。

イ 出来形管理基準に基づいて定める各標準地(以下「標準地」という。)については、標準地毎に、作業前、完成後の対比を原則とし、管理内容を記入する。

ウ その他管理の詳細については別冊「写真管理における留意事項」による。

## 2. 写真管理一覧表

一施工箇所あたり(資材検収を除く)

区 分	資材検収	着手前	作業中	完成	摘 要
	納入毎	1枚以上	適宜	留意事項参照	
復旧造林	○	○		○	
下刈		○		○	
雪起	○	○		○	
つる防除(手)		○		○	
つる防除(薬)	○	○	○	○	
除伐		○		○	
枝打		○		○	
保育間伐		○		○	
利用間伐		○	○	○	
野兎防除	○	○		○	
野鼠駆除	○	○	○	○	
忌避剤塗布	○	○	○	○	
獣害防止柵	○	○		○	
クマ剥ぎ防除	○	○		○	
林地保護工	○	○		○	
保育作業路	○	○	○	○	
作業路復旧	○	○	○	○	
作業路補修		○	○	○	
備 考	検収内容を記入			着手前と対比	

## 写真管理における留意事項

(令和2年度)

- 1 植栽事項について(植栽・復旧造林)
  - (1) 資材については、黒板等を掲示して、苗木の本数を明示すること。
  - (2) 植栽等について規格が明確に解るようポール等を当てること。
  - (3) 植栽・新植事業については、10m×10mのプロット(標準地)を設定しその写真及び苗列間(3,000本植の場合1.8m×1.8m)が解るようポールを当てること。
  
- 2 管理歩道開設・境界標柱設置事業
  - (1) 管理歩道開設は、幅60cmが解るようポールを設置すること。
  - (2) 境界標柱設置は、指定する規格のものを使用し埋設部分までしっかりと埋設する。
  
- 3 保育事業について(下刈・雪起・除伐・枝打・間伐・病虫害獣防除・つる防除・作業路補修・歩道補修・境界確認)
  - (1) 対比写真が必要・・・下刈・雪起・つる防除・除伐・枝打・保育間伐・利用間伐・作業路補修・歩道補修・境界確認・獣害防止柵・クマ剥ぎ防除  
※対比写真は、良く解るもの原則3組とする。
  - (2) 資材については、黒板等を掲示して数量を明示すること。  
雪起(規格ロープ)・忌避剤塗布(薬剤名数量)・苗木・境界標柱・獣害防止柵
  - (3) 10m×10mのプロット(標準地)を設定すること。  
(復旧造林・雪起・枝打・間伐・忌避剤塗布)
  - (4) 雪起事業は特にロープが確認できる写真を撮ること。
  - (5) 枝打事業は1回目・2回目が確認できる写真を撮ること。  
着手前の写真として生き枝の最下部の位置が解るようスタッフ等を立てた近景を撮影すること。
  - (6) 保育間伐事業については、特に枯損木、病木、障害木を中心に行うが、伐採木及び切株の状態が解る写真及び、林内整理状況がわかるよう撮ること。
  - (7) 作業中の写真が必要な事業  
(忌避剤塗布・作業路補修・歩道補修・境界確認)
  - (8) 各事業の奥地等についても完成が確認できる写真を撮ること。
  
- 4 利用間伐事業について
  - (1) 対比写真は保育間伐と同様。なお、造材、集材の状況を各1枚以上撮影。
  - (2) 山元土場で集積と搬出状況を各1枚以上撮影。
  
- 5 獣害防止柵事業
  - (1) 資材については、黒板等を掲示して数量を明示すること。
  - (2) 完成写真は、ネット等の規格が解るようになすこと。

## 6 保育作業路開設事業、作業路復旧事業

- (1) 施工中の写真が必要・・・土石類の掘削・運搬・排水工及びブロック積工・路盤工等の施工。作業路復旧においては施工前と施工後を工区毎に必要。
- (2) 資材については、黒板等を掲示して二次製品等数量の確認できるもの。  
(ヒューム管・ブロック・玉石等)
- (4) 完成写真は、県が示す写真管理基準に基づき撮影管理するものとし、構造物については、展開図と確認できるものとする。
- (4) 埋め戻し等で、後日確認不可能な箇所工事について、内容が解る写真。
- (5) 敷き砂利・入替土等については、場所・厚さ・幅・位置の解る写真。

## 7 事業写真について

- (1) 事業実施前・中・後の写真は、施工年度、事業箇所、事業内容を明記した黒板等を入れ撮影し、上記に記した特殊な事業を除いては、遠景及び近景の写真を提出する。  
なお、写真は原則電子データとし、近景写真は備考欄に写真を撮影した場所（GPS等を用いた緯度・経度、又は測点）を記入する。また、撮影に用いるカメラはGPS内蔵（GPSデータの取得できるもの）とする。
- (2) 撮影方法等
  - ①近景  
すべての標準値と原則、周囲測量の3測点で周辺の状況や施業実施状況がわかるよう撮影するとともに、撮影箇所を施業図上に記載する。  
なお、撮影する箇所はできるだけ離れた測点（原則対角線上）を選択する。
  - ②遠景  
遠景及び全景が確認できる写真は可能なかぎり撮影する。
  - ③標準地（プロット設定値）  
標準地の状況がわかる写真を各1枚撮影する。
- (3) 撮影箇所は、出来高図面等に撮影位置を明示すること。